第４編　生活排水処理基本計画

「錦帯橋ロゴマーク」を用いています。
錦帯橋は、延宝元年（1673）の創建より 350 年を迎えます。

第１節　水環境、水質保全に関する状況

１．水域の状況

本市は、中央を流れる山口県下最大河川の錦川水系を中心に、小瀬川、島田川、由宇川等の水系を有しており、小瀬川には１ヵ所、錦川には２ヵ所の湖沼があります。また、市域の南東部は瀬戸内海に面しています。

■図 4-1　水域の状況

2．環境基準の達成状況

本市域内の河川、海域等における環境基準の達成状況をみると、河川のＢＯＤは小瀬川水域の令和３年度の１地点で未達成であったほかは、環境基準を達成しています。

湖沼は、山代湖のＣＯＤが令和元年度から令和４年度で未達成であったほかは、環境基準を達成しています。湖沼の窒素、リンは、弥栄湖、菅野湖の平成 30 年度、山代湖の令和２年度及び令和３年度で環境基準を達成していますが、これら以外ではいずれの年度・地点も未達成となっています。

また、海域のＣＯＤは、岩国港（１）で環境基準を達成しています。岩国港（２）では令和元年度から令和３年度に、広島湾西部では令和元年度のみ環境基準を達成しており、これら以外ではいずれの年度・地点で未達成となっています。海域の窒素、リンは、いずれの年度・地点で環境基準を達成しています。

■表 4-1　水質保全状況

環境基準類型 あてはめ水域名	ＢＯＤ、ＣＯＤ							窒素、リン						
	類型	地点数	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	類型	地点数	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
大竹・岩国地先海域	A	4	×	×	×	×	×	Ⅱ	2	○	○	○	○	○
岩国港（２）	B	3	×	○	○	○	×	－	－	－	－	－	－	－
岩国港（１）	C	2	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
広島湾西部	A	3	×	○	×	×	×	Ⅱ	4	○	○	○	○	○
小瀬川	AA	1	○	○	○	×	○	－	－	－	－	－	－	－
	A	1	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
	B	1	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
錦川	AA	2	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
	A	4	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
	B	2	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
由宇川	A	2	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
島田川	A	3	○	○	○	○	○	－	－	－	－	－	－	－
弥栄湖	A	1	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	○	○	○	○	○
菅野湖	A	1	○	○	○	○	○	Ⅱ	1	○	×	×	×	×
山代湖	A	1	○	×	×	×	×	Ⅱ	1	×	×	○	○	×

(注)1.　ＢＯＤ、ＣＯＤについての環境基準達成とは、全ての環境基準点において環境基準を満足することであり、環境基準を満足するとは環境基準に適合した日数が総測定日数の 75%以上であることをいう。
2.　窒素、リンについての環境基準達成とは、全ての環境基準点の年間平均値の平均値が環境基準を満足することである。
3. 山代湖、菅野湖の窒素については、当分の間適用しない。

資料：令和５年度版山口県環境白書参考資料集

◆環境基準値とは

- 国では、健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準として「環境基準値」を定めています。
- 河川水質の環境基準は、水素イオン濃度（ｐＨ）や生物化学的酸素要求量(ＢＯＤ)等について水域ごとに定められています。
- ＢＯＤは、有機物質などが酸化・分解される際に消費される酸素量を示すもので、有機物汚濁の指標とされ、値が高くなるにつれ汚濁していることを示します。なお、海域、湖沼では化学的酸素要求量（ＣＯＤ）が対象となります。
- 窒素及びリンは、いずれも海域や湖沼において、プランクトンが異常に発生するなどして水質が汚濁する富栄養化の指標です。

第２節　生活排水処理の現状と課題

１．生活排水処理の流れ

（１）現状

本市域で排出される生活排水のうち、台所や風呂などの生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により処理しています。一方、し尿・浄化槽汚泥は、本市並びに一部事務組合のし尿処理施設で処理しています。

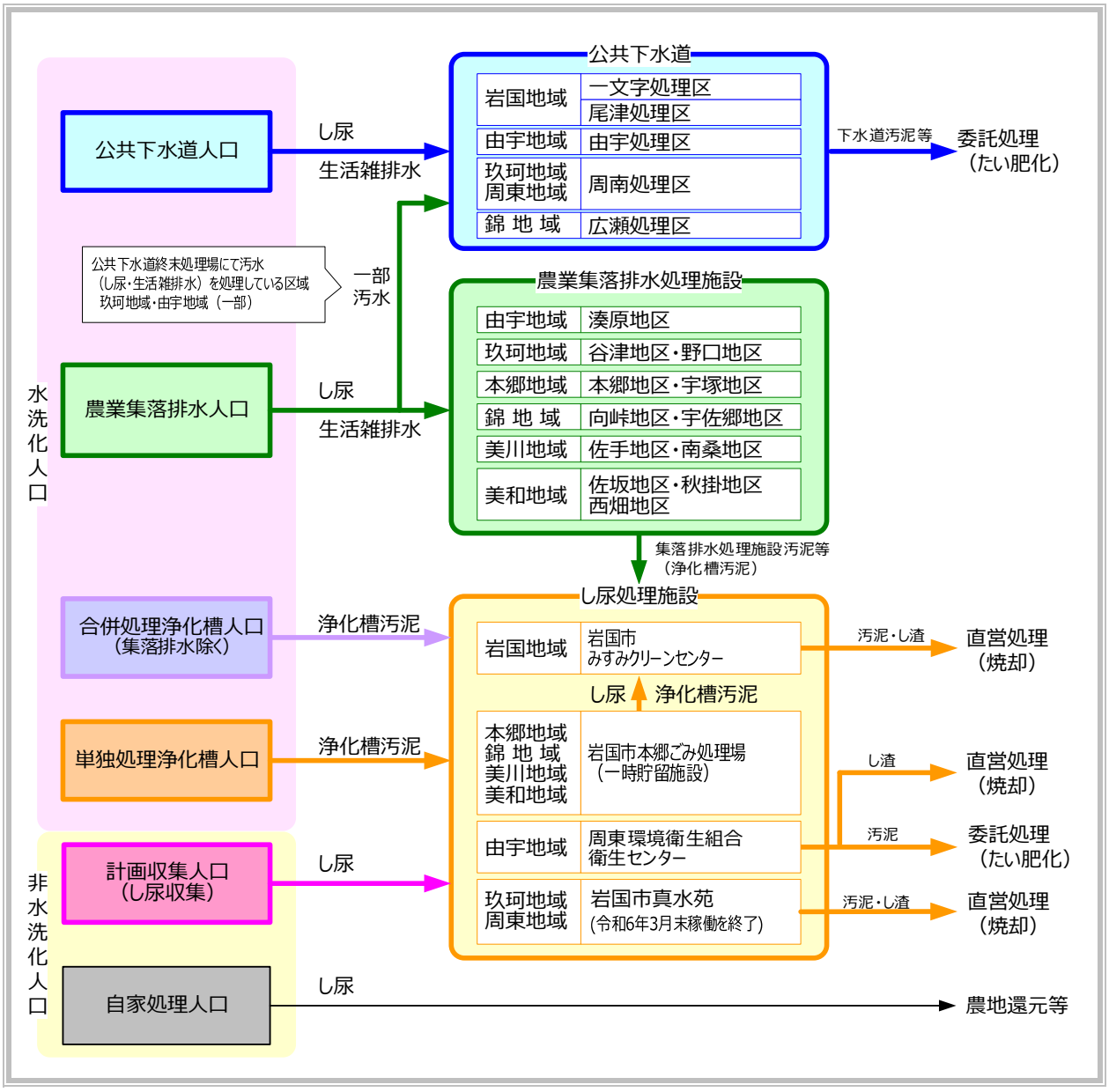

■図 4-2　生活排水処理の流れ（令和５年３月末現在）

◆浄化槽とは

浄化槽法の改正により、法により定義される浄化槽は「合併処理浄化槽」のみとなり、単独処理浄化槽の区分はなくなりました。ただし、実際には使用されているため、「みなし浄化槽」と呼ばれています。本計画では従前の名称（単独処理浄化槽）を用いています。

（２）課題

公共下水道や農業集落排水、合併処理浄化槽の施設整備を進めてきていますが、いまだに処理されずに河川に流される台所や風呂などの生活雑排水があるのが現状であり、公共用水域の水質保全のためには、引き続き、生活排水処理にかかわる施設の整備推進、適切な維持管理が重要です。

また、し尿・浄化槽汚泥を受け入れて処理しているし尿処理施設も、し尿等の排出状況や処理施設の状況等も踏まえ、引き続き、適正に効率的に処理していく必要があります。

２．生活排水処理形態別人口

（１）現状

本市の処理形態別人口は、令和４年度で公共下水道人口が 43,351 人、農業集落排水人口が 3,192 人、合併処理浄化槽人口が 51,814 人、生活排水を処理している人口は合計 98,357 人で、生活排水を処理している人口の割合（生活排水処理率）は 76.2%です。

（２）課題

公共下水道は、計画する地区において順次、施設整備を進めることが必要です。また、農業集落排水の施設整備は概ね終了しています。それぞれ未接続世帯において早期の接続が必要です。公共下水道や農業集落排水の整備地区以外では、浄化槽の普及が必要です。

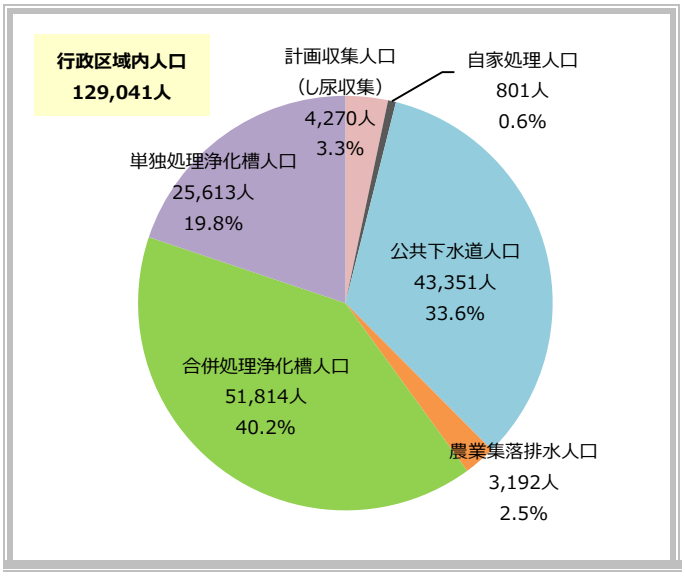

■図 4-3 処理形態別人口の内訳（令和４年度）

◆生活排水処理率とは

本計画における処理形態別人口は、以下の通りとします。

- 公共下水道人口 ＝ 公共下水道に接続している市民の数
- 農業集落排水人口 ＝ 農業集落排水施設に接続している市民の数
- 合併処理浄化槽人口 ＝ 合併処理浄化槽を設置している市民あるいは団地、アパート等の市民の数
- 単独処理浄化槽人口 ＝ 単独処理浄化槽（みなし浄化槽）を設置している市民あるいはアパート等の市民の数
- 計画収集人口 ＝ くみ取りトイレを設置している市民の数
- 自家処理人口 ＝ くみ取りトイレを設置し、し尿を肥料として活用している等の市民の数

生活排水処理率は、し尿に加え、生活雑排水（台所やお風呂の排水等）を処理している人口の割合を示し、以下の算定式で求めます。本市において生活排水処理を行う施設は、『公共下水道』、『農業集落排水』、『合併処理浄化槽』です。

$$\text{生活排水処理率（\%）} = \frac{\text{生活排水（し尿・生活雑排水）を処理している人口}}{\text{計画処理区域内人口（行政区域内人口）}} \times 100$$

3．し尿･浄化槽汚泥排出量

（1）現状

本市管内で排出されているし尿は減少傾向で、浄化槽汚泥量は増加傾向にあります。令和４年度においてし尿が 5,478 キロリットル、浄化槽汚泥が 54,471 キロリットル、合計で 59,949 キロリットルです。

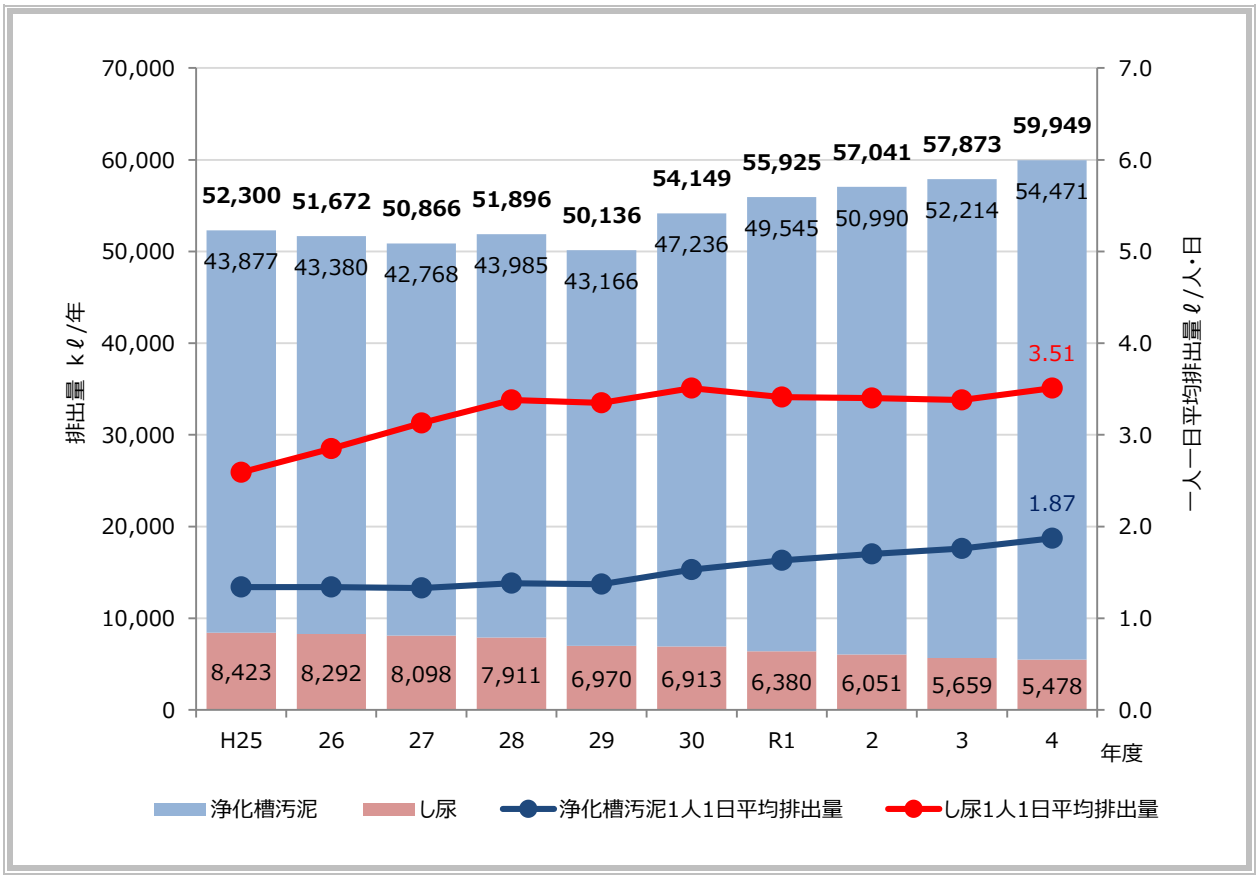

■図 4-4 し尿･浄化槽汚泥量

（2）課題

し尿処理量は減少傾向にありますが、浄化槽汚泥量は増加しています。今後のそれぞれの排出量を注視して、適正処理を行っていくことが必要です。公共下水道や農業集落排水は住宅が連担している地区から順次整備されるため、引き続きし尿・浄化槽汚泥の処理を継続的かつ安定的に行うことが必要です。

また、浄化槽は定期検査や清掃を行わないと機能を十分に発揮せず、下流側の河川等を汚してしまうことも懸念されます。浄化槽を設置する市民や事業者は、管理を適正に行うことが重要です。

４．し尿･浄化槽汚泥の収集･運搬

（１）現状

本市のし尿･浄化槽汚泥の収集･運搬は、基本的に本市の許可業者が行っています。ただし、玖珂地域・周東地域のし尿は、市が委託する業者により収集・運搬を行っています。また、岩国地域の島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿は、島ごとに組織された環境衛生組合が収集・運搬を行っています。

■表 4-2 し尿･浄化槽汚泥の収集･運搬体制

地域	区分	収集・運搬体制
玖珂地域・周東地域	し尿	委託業者（本市委託）
岩国地域、玖北地域、 玖珂地域・周東地域（浄化槽汚泥）、 由宇地域	し尿・浄化槽汚泥	許可業者（本市許可）
岩国地域（島しょ部）	し尿	許可業者 柱島環境衛生組合（本市許可） 端島環境衛生組合（本市許可） 黒島環境衛生組合（本市許可） ※　島しょ部から岩国港までの運搬は、各環境衛生組合に委託、岩国港からみすみクリーンセンターまでの運搬は直営で行っている。

◆島しょ部のし尿の収集･運搬

島内の収集	島内⇒岩国港	岩国港⇒みすみクリーンセンター
小型バキューム車を整備 地元住民による環境衛生組合に許可	し尿貯留槽（船）に積み替えてえい航、各環境衛生組合に運搬委託	し尿貯留槽からバキューム車に積み替えて直営による運搬

（２）課題

今後、公共下水道や合併処理浄化槽の整備等に伴い、し尿・浄化槽汚泥量も減少してくることが予測されます。排出量に応じた収集・運搬・処理体制の維持が必要です。

玖北地域のし尿・浄化槽汚泥は、本郷ごみ処理場の一時貯留施設を活用した収集・運搬を行います。

島しょ部は、地域住民で組織した環境衛生組合が収集・運搬を行っていますが、高齢化により体制維持が困難となっています。そのため、安定的な収集・運搬が行える体制の整備についての検討が必要です。

５．し尿･浄化槽汚泥の処理体制

（１）現状

し尿・浄化槽汚泥の処理は、本市が管理するみすみクリーンセンター、真水苑の２施設と周東環境衛生組合衛生センターで行っています。なお、真水苑は、周東環境衛生組合衛生センターで集約処理を行うことから、令和５年度末で稼働を終了します。

また、周東環境衛生組合衛生センターは、供用開始から 41 年以上が経過しており、現在、基幹改良工事を計画しています。

■表 4-3 し尿処理施設の概要（令和５年５月現在）

施設名	岩国市みすみクリーンセンター
所在地	岩国市三角町三丁目２番７号
処理方式	標準脱窒素処理方式＋高度処理
公称能力	158kℓ/日 （し尿 15.8kℓ/日、浄化槽汚泥 142.2kℓ/日）
供用開始	平成 21(2009)年４月

施設名	岩国市真水苑	周東環境衛生組合 衛生センター
所在地	岩国市玖珂町 1401 番地 1	柳井市神代 2805 番地 1
処理方式	膜分離高負荷生物脱窒素処理方式 ＋高度処理	標準脱窒素処理方式＋高度処理
公称能力	28kℓ/日 （し尿 13kℓ/日、浄化槽汚泥 15kℓ/日）	131kℓ/日 （し尿 26kℓ/日、浄化槽汚泥 105kℓ/日）
供用開始	平成 15(2003)年４月 （令和５年度末稼働終了）	昭和 57(1982)年５月

注）一部事務組合の構成市町
周東環境衛生組合：岩国市（由宇地域）、柳井市、上関町、田布施町、平生町

（２）課題

令和６年度から、みすみクリーンセンター及び周東環境衛生組合衛生センターの２施設での処理体制に移行します。公共下水道の整備による水洗化人口の増加等により、し尿・浄化槽汚泥は減少していくものと考えられますので、排出状況に応じた各施設での処理体制の維持が必要です。

６．し尿処理施設から発生する汚泥等の処理･処分

（１）現状

し尿処理施設からは、汚泥等（汚泥・し渣・沈砂）が発生します。

みすみクリーンセンターで発生した汚泥は、平成 30 年度までは場内で焼却し、焼却灰は日の出町最終処分場で埋め立て処分し、発生したし渣・沈砂については、岩国市第一工場（旧ごみ焼却施設）で焼却し、焼却灰はセメント原料化していました。令和元年度からは、サンライズクリーンセンターの供用開始に伴い、みすみクリーンセンターで発生する汚泥・し渣・沈砂のすべてをサンライズクリーンセンターで焼却処理し、セメント原料化することで有効利用に努めています。

また、真水苑で発生した汚泥は、令和３年度まではし渣と併せて場内で焼却後、焼却灰を沈砂と共に県外にて最終処分していましたが、令和４年度からは、真水苑で発生する汚泥･し渣･沈砂のすべてをサンライズクリーンセンターで焼却処理し、セメント原料化することで有効利用に努めています。

本市のし尿処理施設等（周東環境衛生組合衛生センターを含む）で発生し、有効利用された汚泥量及びし渣量（沈砂量除く）は、令和４年度において 1,502 トンとなっています。

■表 4-4 し尿処理施設から発生する汚泥等の処理･処分方法（令和５年５月現在）

方法／地域	中間処理（水処理）	処理対象⇒処理・処分方法
岩国地域・玖北地域	岩国市 みすみクリーンセンター （標準脱窒素処理方式＋高度処理）	汚泥、し渣、沈砂 ⇒焼却・セメント原料化
玖珂地域・周東地域	岩国市真水苑 （膜分離高負荷生物脱窒素処理方式＋高度処理）	汚泥、し渣、沈砂 ⇒焼却・セメント原料化
由宇地域	周東環境衛生組合 衛生センター （標準脱窒素処理方式＋高度処理）	汚泥　⇒たい肥化 し渣　⇒焼却・セメント原料化 沈砂　⇒委託処理

注）各施設で発生して搬出される沈砂は、概ね１～２トン／年で、施設の運営状況により搬出のない年度もあります。

■表 4-5 有効利用した汚泥･し渣量

施設／種別	岩国市みすみクリーンセンター	岩国市真水苑	周東環境衛生組合衛生センター	合計
汚泥及びし渣（令和４年度）	1,285 t/年	214 t/年	３ t/年（し渣のみ）	1,502 t/年

（２）課題

サンライズクリーンセンターの活用（焼却灰のセメント原料化）により、汚泥等の有効利用を図り、最終処分量を可能な限り減らす取り組みの継続が必要です。

7．市民意識等

（1）現状

市民アンケート調査（令和５年８月実施、アンケート数 1,500、回答数 652）では、川や海をきれいに保つ取り組みとして４割程度の市民が「皿汚れを新聞などで拭いてから洗う」と回答しています。また、使用済み天ぷら油を「そのまま排水口へ捨てる」と回答した市民は１％未満となっています。

生活排水を処理する施設として「公共下水道」、「集落排水施設」、「浄化槽」などの種類があることを「知っている」と回答した市民は８割程度、また、浄化槽の「保守点検」、「清掃」、「法定検査」を行うことが、法律に義務づけられていることを「知っている」と回答した市民は９割程度となっています。

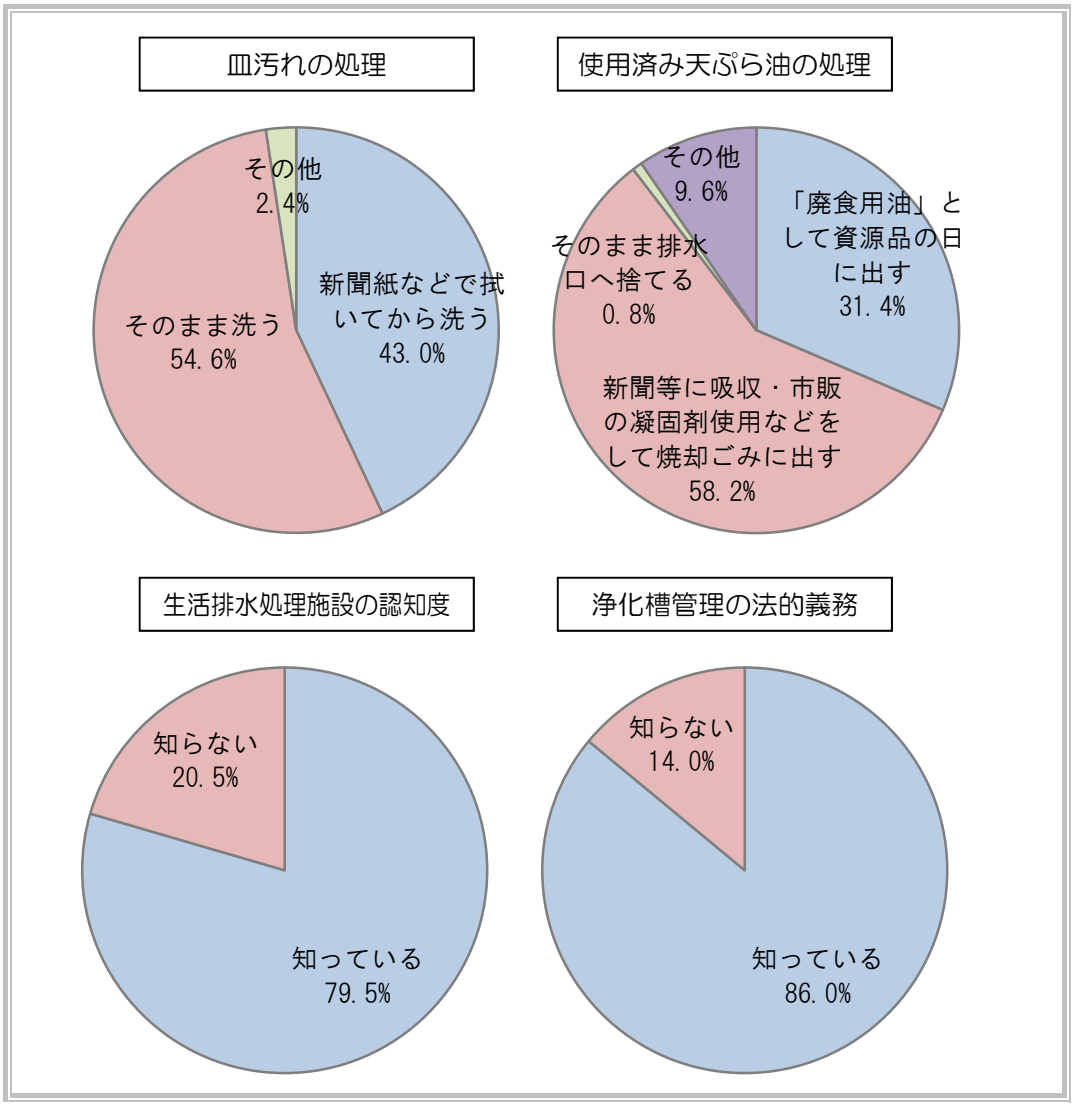

■図 4-5　市民アンケート調査結果（抜粋）（令和５年８月実施）

（2）課題

川や海をきれいに保つ取り組みや浄化槽の保守点検等を実施することに関して、市民の理解を深めていくことが必要です。

第３節　基本理念

本市には、錦川をはじめとする９つの水系があり、中でも最大の流域面積をもつ錦川は、豊富な水量と山口県内の主要河川の中で最も良質な水質に恵まれています。

こうした水系は水道水源となっており、水質保全は重要課題です。生活排水処理を進めることは、安全でおいしい水を確保するための基本となります。また、環境衛生の向上とともに、豊かな自然環境の保全、美しい景観の創出のためにも生活排水の適正処理を推進することが必要です。

上位計画や既定計画に基づき、下水道整備や浄化槽設置を進めてきましたが、いまだに処理されずに河川に流される台所や風呂などの生活雑排水があります。

本計画では、目標とする姿を「地域資源を賢く使い、持続可能で快適に暮らせるまち」とします。また、その姿を実現するため、①生活排水処理の推進、②市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進を基本理念とします。

目標とする姿

地域資源を賢く使い、持続可能で快適に暮らせるまち

基　本　理　念

①　生活排水処理の推進

日常生活で発生する生活排水について、市民等の取り組みにより水の汚濁負荷量を削減するとともに、発生した生活排水については、処理施設の整備・管理により適正処理を推進する。

②　市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

地球環境にやさしい社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働して水環境保全に取り組む。

■図 4-6　生活排水処理の基本理念

第４節　基本方針

本市における生活排水処理の基本方針は、図 4-7 の通りです。

本市において、豊かな自然環境と都市が共生するまちづくりを進めるため、生活排水処理に関する基本方針は、①生活排水処理の推進、②し尿・浄化槽汚泥の適正処理推進とします。

基　本　方　針

①　生活排水処理の推進

- ❑ 市民･事業者の生活排水処理への取り組みを進める。
- ❑ 市民･事業者の生活排水処理に関する意識の向上を図るとともに、具体的な取り組みを実践するよう、協力を求める。
- ❑ 地域の特性に見合った生活排水処理施設を整備し、かつ適正な維持管理を行う。

②　し尿･浄化槽汚泥の適正処理推進

- ❑ 市民や清掃業者の適正な浄化槽清掃への取り組みを進める。
- ❑ 汚泥の有効利用を継続するとともに、効率的な処理を進めるため、必要な設備を整備する。
- ❑ 処理施設は、適正な維持管理に努めるとともに、処理の効率化を図るため、順次集約化していく。

■図 4-7　生活排水処理の基本方針

●生活排水処理施設の整備方針

- 人口の密集地域では、集合型処理施設である公共下水道事業など、適切な処理施設を選択して整備する。
- 集落の形態をなさず、分散して立地している家屋は、合併処理浄化槽の整備を促進する。
- 単独処理浄化槽及びくみ取りトイレを設置している家庭は、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を図る。

第５節　計画・施策の体系

生活排水処理計画の体系は、図 4-8 の通りです。
本計画では、目標とする姿を実現するために、今後実施する施策を示しています

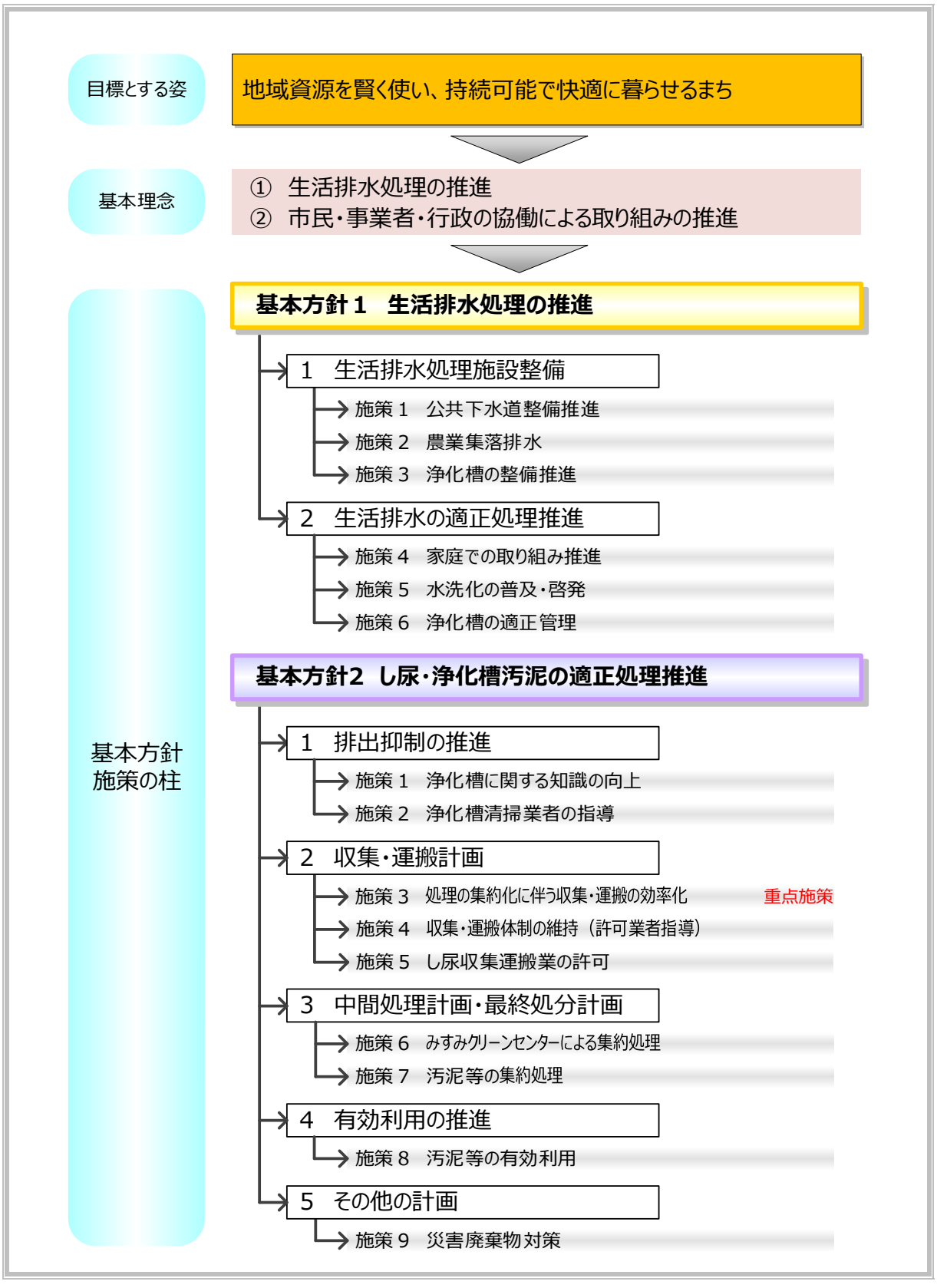

■図 4-8　計画・施策の体系

第６節　生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、表 4-6 の通りです。また、生活排水の計画処理区域は、本市全域とします。

なお、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は基本的に本市において許可した業者が行い、し尿処理施設等へ搬入しています。

ただし、玖珂地域・周東地域のし尿は、委託により収集・運搬を行っています。また、島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿は、各島の環境衛生組合により本土まで収集・運搬を行っています。

■表 4-6　生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	本市 山口県（注１）
農業集落排水	し尿・生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等 本市（注２）
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	本市 周東環境衛生組合

注１）　玖珂地域、周東地域の公共下水道は、本市において流域関連公共下水道事業（面的な整備）を行い、山口県が周南流域下水道事業（幹線排水管及び終末処理場の整備・管理運営）を行っています。

注２）　市町村設置型の事業である、周東町祖生地区の特定地域生活排水処理事業は、本市において、合併処理浄化槽の整備・管理運営を行っています。

第７節　生活排水の処理計画

１．処理の目標

本市における生活排水処理率は、現在（令和４年度）の 76.2%を、中間目標年度である令和 10 年度に 79.0%、そして、計画目標年度である令和 20 年度に 84.4%とすることを目標とします。

生活排水処理は、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽整備によるものとします。

■表 4-7　生活排水処理の目標

	現　　在 （令和４年度）	中間目標年度 （令和10年度）	計画目標年度 （令和20年度）
生活排水処理率	76.2%	79.0%	84.4%

■表 4-8　処理形態別人口の内訳

	現　　在 （令和４年度）	中間目標年度 （令和10年度）	計画目標年度 （令和20年度）
行政区域内人口	129,041人	119,299人	103,043人
水洗化・生活雑排水処理人口	98,357人	94,294人	87,015人
公共下水道人口	43,351人	42,670人	40,593人
農業集落排水人口	3,192人	2,844人	2,318人
合併処理浄化槽人口	51,814人	48,780人	44,104人

注）　行政区域内人口は、ごみ処理計画との整合のため、各年度 10 月 1 日現在の人口を採用しています。水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道事業計画、汚水処理施設整備構想等に整合した各年度３月末現在の人口です。

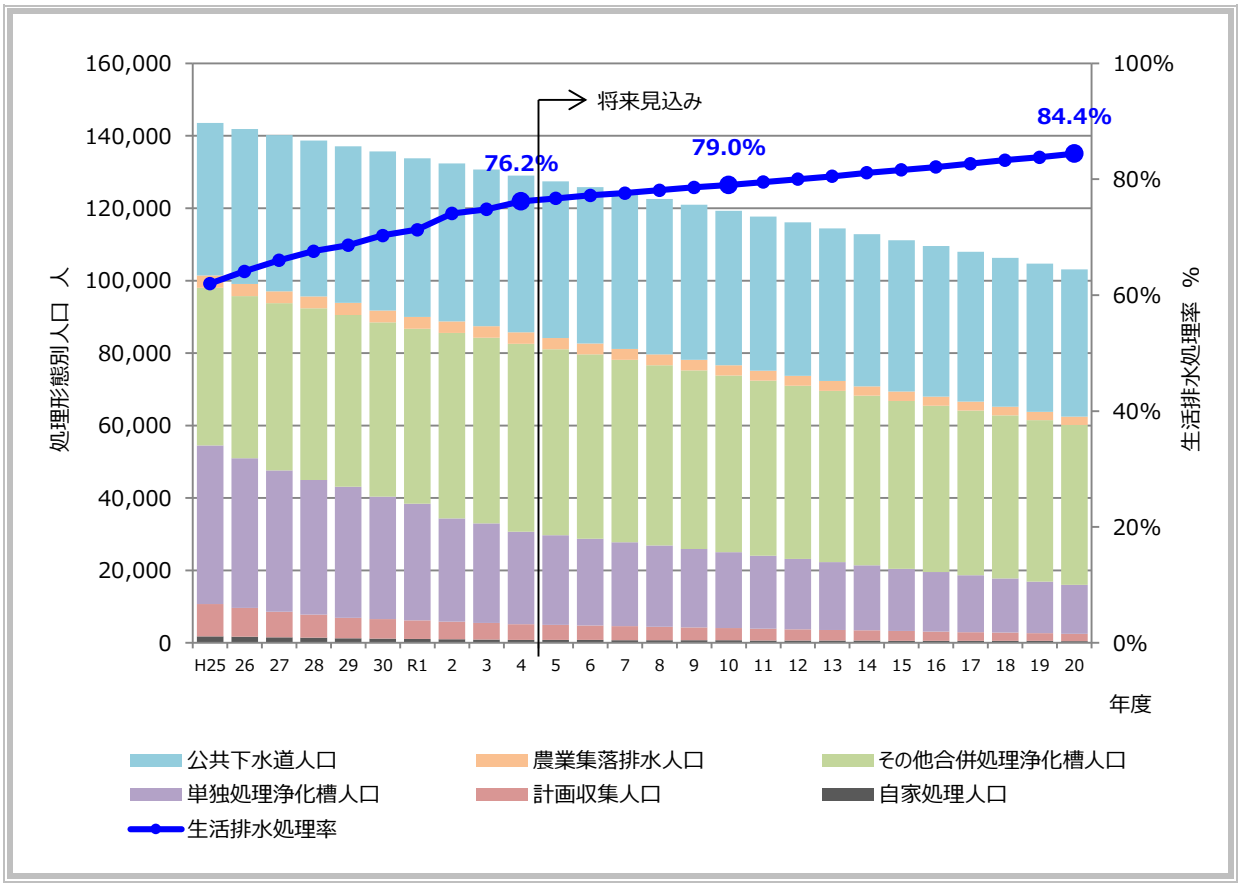

■図 4-9　処理形態別人口の将来推移

2．生活排水を処理する計画区域

生活排水を処理する計画区域は、図 4-10 の通りです。

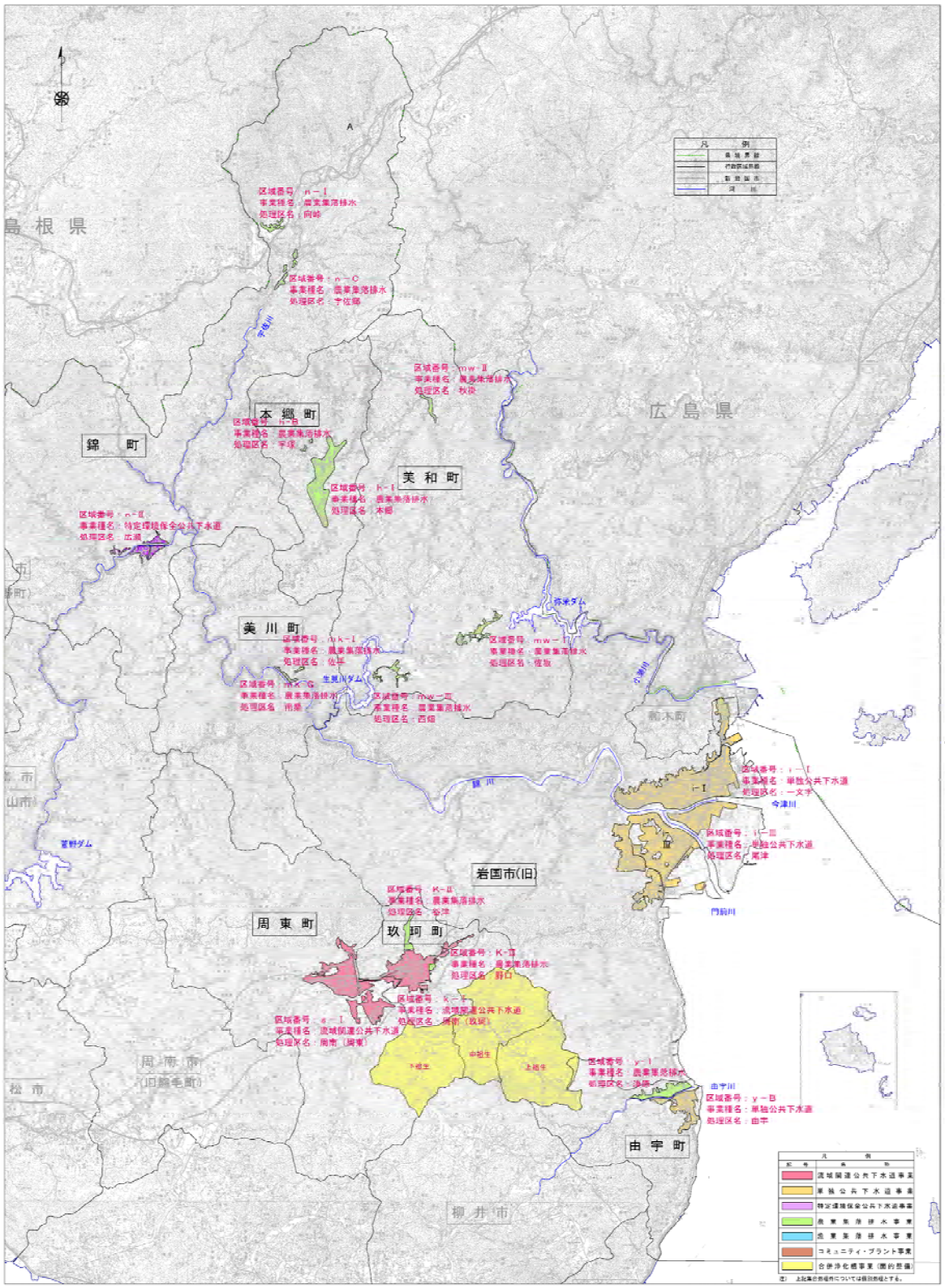

注)1．上図のうち、下水道計画区域は、「全体計画区域」を示しています。そのため、現在、整備事業を行っている区域（事業計画区域）はその範囲内となります。

2．合併処理浄化槽を普及する区域は、公共下水道及び農業集落排水の未整備地域となります。

資料：岩国市汚水処理施設整備構想（令和４年４月）

■図 4-10 生活排水処理区域

第８節 生活排水処理の推進

〔基本方針１〕

生活排水処理の推進に関する具体的な施策

１．生活排水処理施設整備

施策１　公共下水道整備推進

本市において整備する公共下水道事業の概要は、表 4-9 の通りです。

本市の公共下水道は、単独、流域関連及び特定環境保全公共下水道があり、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を目的として整備を進め、施設等の維持管理を行っています。

事業計画に基づき整備を進めているのは、単独公共下水道である一文字、尾津及び由宇処理区、さらに、流域関連公共下水道である周南処理区の４処理区です。特定環境保全公共下水道である広瀬処理区は平成 19 年度に整備完了しています。

■表 4-9　公共下水道事業の概要（令和４年度末現在）

地域	岩国地域				由宇地域	
処理区	一文字処理区		尾津処理区		由宇処理区	
計画区分	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
計画処理人口	24,480人	31,268人	24,930人	14,528人	3,060人	3,764人
処理区域面積	742.7ha	742.7ha	939.0ha	483.0ha	122.9ha	122.9ha
終末処理場	一文字終末処理場（合流式・分流式）		岩国南せせらぎセンター（分流式）		由宇浄化センター（分流式）	
供用開始	昭和56年		平成20年		平成17年	
地域	玖珂地域		周東地域		錦地域	
処理区	周南処理区（玖珂分区）		周南処理区（周東分区）		広瀬処理区	
計画区分	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画	全体計画	事業計画
計画処理人口	6,113人	7,815人	4,661人	6,249人	2,100人	2,100人
処理区域面積	290.6ha	290.6ha	369.8ha	369.8ha	84.7ha	84.7ha
終末処理場	周南流域下水道浄化センター（分流式）		周南流域下水道浄化センター（分流式）		広瀬浄化センター（分流式）	
供用開始	平成３年		平成３年		平成13年	

資料：岩国市下水道課資料

【施策スケジュール】

	施策	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
継続	公共下水道整備推進	整備･維持管理 ⟷				

施策２　農業集落排水

本市の農業集落排水処理施設整備事業の概要は、表 4-10 の通りです。

農業集落排水は、現在、12 地区（処理区）で整備が完了しています。このうち、玖珂地域の２処理区と由宇地域の湊原処理区の一部は、公共下水道へ接続して汚水処理を行っています。今後は、施設の利用促進を図ることで生活排水処理を進めます。

■表 4-10　農業集落排水処理施設整備事業の概要

地域	由宇地域	玖珂地域		本郷地域		錦地域
処理区	湊原	谷津	野口	本郷	宇塚	向峠
供用開始	平成８年４月	平成７年４月	平成９年４月	平成９年４月	平成22年４月	平成８年４月
計画処理区域面積(ha)	15.0	23.5	3.5	72.2	11.2	19.0
計画処理人口（人）	1,251	558	165	1,015	58	139

地域	錦地域	美川地域		美和地域		
処理区	宇佐郷	佐手	南桑	佐坂	秋掛	西畑
供用開始	平成20年４月	平成元年12月	平成19年４月	平成３年４月	平成７年４月	平成12年４月
計画処理区域面積(ha)	29.6	2.0	12.0	36.0	8.5	13.9
計画処理区域内人口(人)	230	70	256	582	145	181

資料：岩国市汚水処理施設整備構想

【施策スケジュール】

	施　策	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
継続	農業集落排水処理施設	施設の利用促進･維持管理 ⟷				

施策３　浄化槽の整備推進

本市での浄化槽の整備推進は、個人設置型の事業である浄化槽設置整備事業と市町村設置型の事業である特定地域生活排水処理事業にて行っています。

個人設置型の事業は、個人が浄化槽を設置し管理するもので、本市では、公共下水道や農業集落排水の処理区以外で浄化槽整備を推進するため、設置に対する補助金の交付制度を導入しています。

■表 4-11　合併処理浄化槽設置整備事業の概要（令和４年度）

	個人設置型	市町村設置型	計
設置基数	153基	４基	157基

◆合併処理浄化槽設置に対する補助金

市内の補助金交付対象地域で専用住宅に浄化槽を設置しようとする人に対して、補助金を交付します。

また、単独転換、汲み取り転換、雨水貯留槽転換への上乗せ補助や、公共下水道整備区域の見直しに伴い汚水処理方法が公共下水道から合併処理浄化槽に転換した地域にも上乗せ補助金（令和５年度～令和 12 年度）を交付します。

【施策スケジュール】

	施　策	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
継続	浄化槽の整備推進	合併処理浄化槽設置整備 ⟷				

2．生活排水の適正処理推進

施策４　家庭での取り組み推進

【既定計画期間の取り組みと課題】

川や海などの公共用水域を保全するための種々の情報について、広報いわくに等を通して提供してきました。

特に、公共下水道や浄化槽は、正しく使用することで汚水をきれいにする機能を発揮します。積極的な情報提供により、市民や事業者の取り組みを促進することが必要です。

一文字終末処理場、岩国南せせらぎセンターでは一般公開し、施設見学を受け入れています。施設見学等は、生活排水に係る家庭での取り組み促進に有効であると考えられるため、より多くの市民に参加していただくことが必要です。

■表 4-12　一般公開･施設見学参加者数

	平成 30 年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
一般公開	5 人	6 人	0 人	0 人	0 人
施設見学	117 人	9 人	1 人	2 人	2 人
備考	せせらぎのみ	－	一般公開中止	一般公開中止	一般公開中止

注）　平成 30 年度は、一文字終末処理場改築工事のため一般公開しておらず、岩国南せせらぎセンターのみで受け入れ。

【施策の方向】

パンフレット配布や総合支所及び出張所等でポスター掲示を行うとともに、体験し、学習してもらう機会をつくります。

◆下水道の機能などを紹介したパンフレット(抜粋)

資料：公益社団法人日本下水道協会

【市民･事業者の役割】

○　常日頃から生活排水について考え、一人ひとりが各家庭から出る水の汚れをできるだけ減らすよう取り組みましょう。

【行政の役割】

○　水質保全につながる取り組みを、分かりやすく説明したチラシなどを配布します。

○　一文字終末処理場、岩国南せせらぎセンターへ施設見学者を受け入れます。

【施策スケジュール】

	施　策	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
継続	家庭での取り組み推進	パンフレット等による情報提供 ⟷				
		施設見学・一般公開 ⟷				

◆水にやさしい生活を送りましょう

資料：環境省「生活排水読本」

施策５　水洗化の普及･啓発

【既定計画期間の取り組みと課題】

公共下水道や農業集落排水の整備地区では早期の接続、その他の地区では合併処理浄化槽の設置や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進するため、本市ホームページや広報いわくに等により啓発・お知らせしています。

具体的には、９月 10 日の「下水道の日」にあわせて、広報いわくにへ啓発記事を掲載しています。さらに、下水道工事に伴う対象者に対し、説明会を開催しています。

【施策の方向】

下水道への関心を高めるため、本市ホームページでの啓発記事を充実させるとともに、マンホールカードを作成し、これをアイテム（道具）とした環境イベント等を開催します。

本市のマンホールカード

【市民の役割】

○　下水道整備地区では、早期に下水道に接続しましょう。その他の地区では、合併処理浄化槽への切り替え等を行いましょう。

【行政の役割】

○　生活排水処理の必要性を説明するなどし、公共下水道などに早期に接続していただけるよう、広報いわくにや本市ホームページを通じて市民への啓発、事業者への指導を行います。

○　マンホールカードをアイテムに下水道への関心を高めていただけるよう啓発します。

【施策スケジュール】

	施　策	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
継続	水洗化の普及･啓発	広報･ホームページでの啓発 ⟷				
		マンホールカード作成･イベント開催等による普及啓発 ⟷				

◆マンホールカードとは

- マンホールカードは、市民の方々に楽しみながら下水道に興味をもっていただこうと各地方公共団体と下水道広報プラットホーム（ＧＫＰ）が共同で制作した、全国各地で無料配布しているコレクションカードです。
- マンホールカードは、下水道の大切さをより深く理解していただくことを目的として多くの自治体で発行されています。本市では、「岩国市観光交流所　本家松がね」に実際に訪れることで、無償で手に入れられます。
- カードの収集やマンホールサミット（イベント・下水道施設見学）などが開催されています。

◆下水道広報プラットホーム（ＧＫＰ）とは

下水道広報プラットホーム（ＧＫＰ）は、下水道界をはじめ様々な人々が交流する場として、情報共有や広報活動を通し、下水道の真の価値を伝えるとともに、これからの下水道をみんなで考えていく全国ネットワークの構築を目指す組織です。

マンホールサミットの様子

資料：ＧＫＰ下水道広報プラットホームＨＰ（http://www.gk-p.jp/）

◆公共下水道接続の手続き　／　合併処理浄化槽の機能

- 公共下水道への接続は、いろいろな手続きが必要です。本市ホームページでは手続きの流れを分かりやすく示しています。また、「資金融資あっせん制度」も紹介しています。

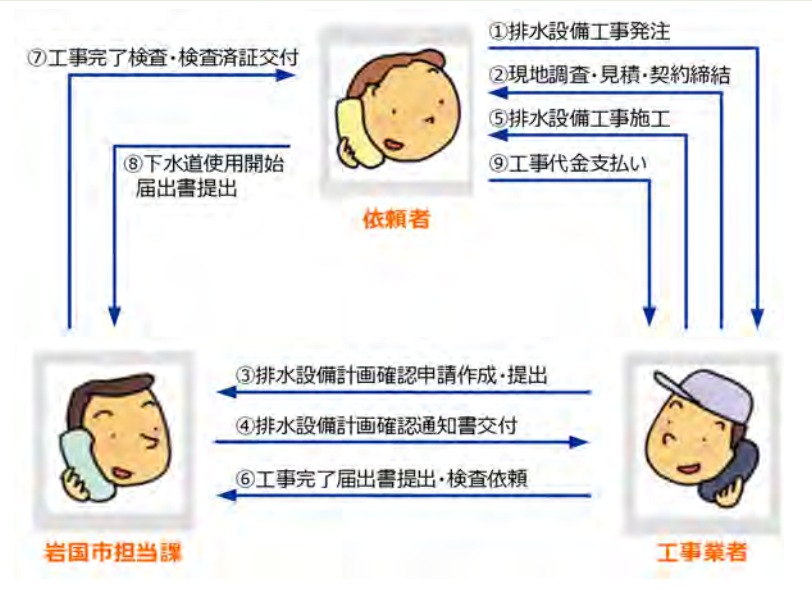

資料：岩国市下水道課ホームページ「排水設備工事の手順」

- トイレのし尿のみを処理する単独処理浄化槽は、台所やお風呂の排水を処理しません。これらの排水も一緒に処理する合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽を設置する家庭に対し、汚れを１/８に減らせます。
- 台所やお風呂の汚水も一緒に処理する合併処理浄化槽に付け替えましょう。本市では付け替えに補助金を交付しています。

資料：環境省浄化槽サイト（http://www.env.go.jp/recycle/jokaso/index.html）

施策６　浄化槽の適正管理

【既定計画期間の取り組みと課題】

浄化槽の機能を正常に発揮させるためには保守点検、清掃及び法定検査が不可欠です。そのため、６月の環境月間及び 10 月１日の「浄化槽の日」にあわせて、広報いわくに、本市ホームページ等で浄化槽の適正管理を啓発しています。浄化槽の重要性について理解していただくための工夫が必要です。

【施策の方向】

引き続き、岩国環境フェスタ、広報いわくに、本市ホームページ等での周知を図り、清掃業者や保守点検業者に市民への啓発を依頼するなど情報提供の機会を増やす方法を検討します。

◆浄化槽の正しい使い方

資料：環境省浄化槽サイト

【市民･事業者の役割】

○　台所から廃食用油は流さないようにしましょう。また、便器の掃除には微生物に影響するような薬剤は使用しないようにしましょう。

○　浄化槽管理者は、保守点検、清掃、法定検査を行いましょう。

【行政の役割】

○　合併処理浄化槽の保守点検や清掃に関する情報を広報いわくにや本市ホームページを通じて提供します。また、保守点検業者や清掃業者に対し、山口県との連携のもと、適正な管理が確実に行われるよう指導します。

【施策スケジュール】

	施　策	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
継続	浄化槽の適正管理	広報･ホームページでの啓発 ⟷				

◆浄化槽は法で決められた検査・点検等を行いましょう

① 浄化槽管理の流れ

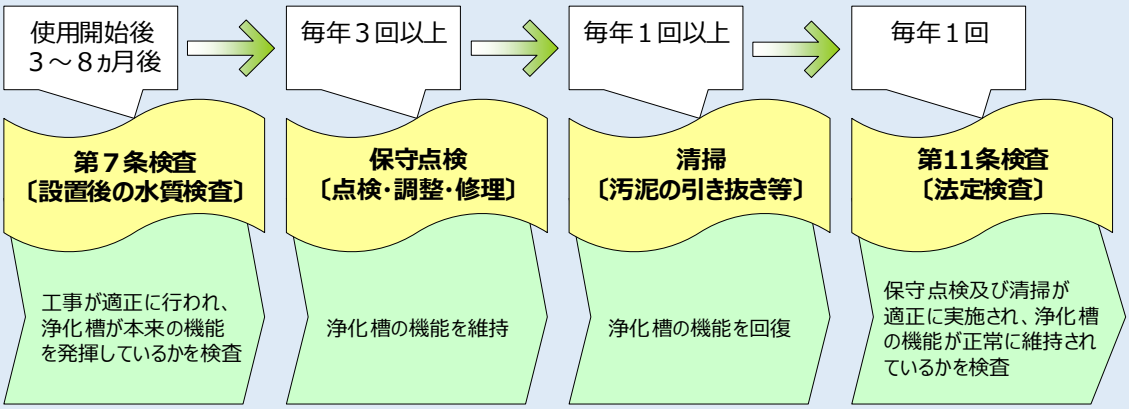

② 保守点検

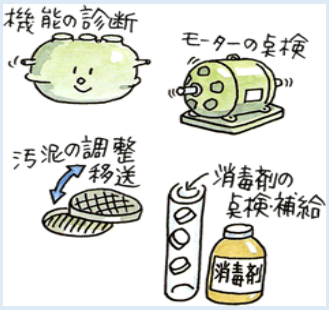

- 浄化槽保守点検業者の登録制度が実施されています。保守点検は、山口県の登録を受けた保守点検業者に委託してください。
- 浄化槽のいろいろな装置が正しく働いているかを点検し、水質検査により浄化槽汚泥の状態を確認します。
- 浄化槽汚泥の引き抜きや清掃時期の判定、消毒剤の補充、モーターの点検を行います。

〔保守・点検回数〕

処理方法	浄化槽の種類	回　　数
分離接触ばっ気方式 嫌気ろ床接触ばっ気方式 又は脱窒ろ床接触ばっ気方式	1　処理対象人員が20人以下の浄化槽	４か月に１回以上
	2　処理対象人員が21人以上 50人以下の浄化槽	３か月に１回以上
活性汚泥方式	――――――――	１週に１回以上
回転盤接触方式 接触ばっ気方式 又は散水ろ床方式	1　砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は 凝集槽を有する浄化槽	１週に１回以上
	2　スクリーン及び流量調整タンク 又は流量調整槽を有する浄化槽 （１に掲げるものを除く）	２週に１回以上
	3　１及び２に掲げるもの以外の 浄化槽	３か月に１回以上

③ 清　　掃

- 浄化槽の清掃は、市の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。
- 浄化槽に、処理によって生じた浄化槽汚泥がたまりすぎると処理が不十分になり、悪臭の原因になります。
- 浄化槽汚泥などを引き抜き、付属装置を洗浄したり、掃除することが必要です。

④ 法定検査

- 法定検査は、山口県の指定する検査機関が実施します。
- 浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認するのが「法定検査」です。
- 「保守点検」「清掃」とは別に、法定検査を年に一回必ず受けなければなりません。

⑤ 記録の保存

- 保守点検及び清掃の記録は、３年間保管する義務があります。

第９節 し尿･浄化槽汚泥の適正処理推進

〔基本方針２〕

し尿･浄化槽汚泥の搬入量等の将来見込み

本市で処理するし尿・浄化槽汚泥搬入量の実績及び将来見込みは、図 4-11 の通りです。

し尿搬入量の実績値は減少傾向、浄化槽汚泥搬入量の実績値は増加傾向にあります。し尿・浄化槽汚泥搬入量の将来見込みは、減少すると考えられ、中間目標年度の令和 10 年度に年間 55,861 キロリットル、計画目標年度の令和 20 年度に年間 47,057 キロリットルになると見込まれます。

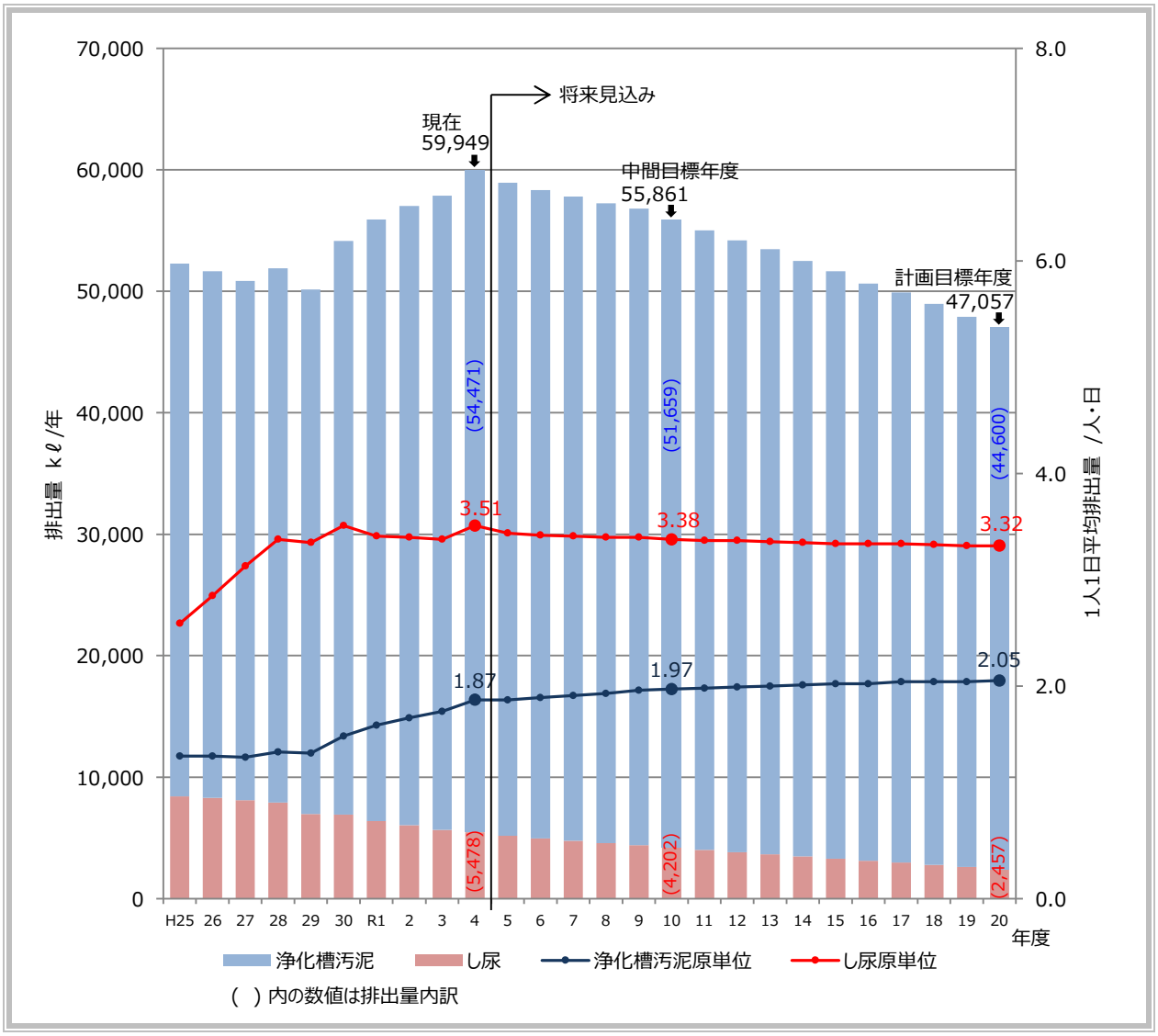

■図 4-11 し尿･浄化槽汚泥の将来見込み量

１．排出抑制の推進

（１）排出抑制に関する目標

浄化槽の管理を行う市民、事業者に対し、浄化槽に関する正しい知識をもっていただき、さらに、浄化槽清掃の許可業者は正しく浄化槽汚泥を引き抜くことで、浄化槽汚泥の排出を抑制します。

（２）排出抑制に関する施策

施策１　浄化槽に関する知識の向上

【既定計画期間の取り組みと課題】

浄化槽は、定期的に清掃しないと浄化槽汚泥が腐敗などし、し尿処理施設における処理を困難なものとします。そのため、浄化槽法に基づく「保守点検」、「清掃」、「法定検査」について、本市ホームページ等により啓発しています。浄化槽の管理者は、設置者であることを理解し、適正な管理に努めることが必要です。

【施策の方向】

浄化槽汚泥の引き抜きは、浄化槽法第９条の規定により行うこととされており、浄化槽汚泥の引き抜き量は浄化槽の型式により異なります。市民（管理者）に対して、引き続き、岩国環境フェスタ、広報いわくに、本市ホームページ等で、設置している浄化槽の型式や正しい清掃方法の情報提供を行い、浄化槽清掃に対する知識の向上を図ります。

◆浄化槽の機能と清掃（浄化槽汚泥の引き抜き）　※嫌気ろ床接触ばっ気方式の場合

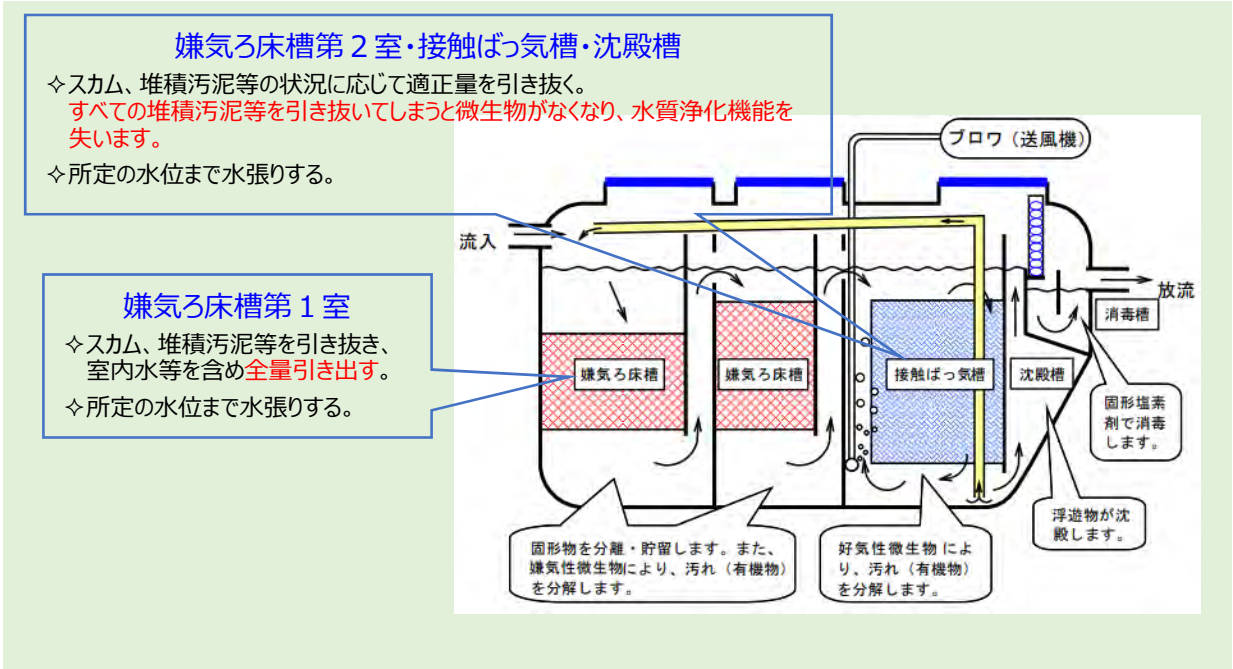

【市民･事業者の役割】

○　浄化槽管理者は、適正に管理しましょう。

【行政の役割】

○　合併処理浄化槽の保守点検や清掃に関する情報を広報いわくにや本市ホームページを通じて提供します。また、保守点検業者や清掃業者に対し、山口県と連携し、適正な管理が確実に行われるよう指導します。

【施策スケジュール】

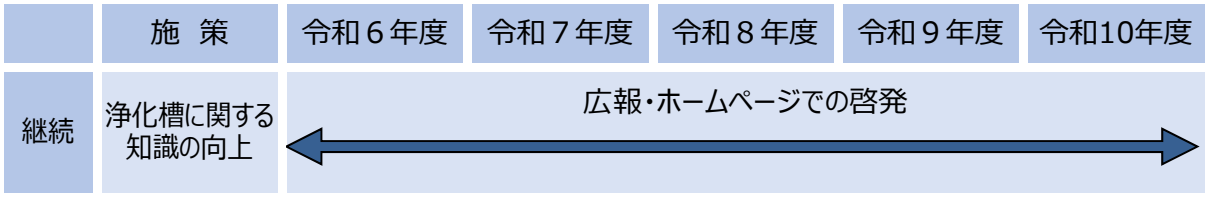

施策２　浄化槽清掃業者の指導

【既定計画期間の取り組みと課題】

浄化槽は形式などにより浄化槽汚泥の引き抜き量が異なりますが、間違った認識によって引き抜き量が多くなると適正な維持管理の妨げになります。本市では、年に２回以上清掃業者との協議を行い、適正な管理が行われるよう指導しています。

保守点検業者や清掃業者は、点検作業時等において市民と接することから、市民への説明者となり知識を広められます。

【施策の方向】

浄化槽の清掃（浄化槽汚泥の引き抜き）に関し、清掃業者に対して法に基づく適正な浄化槽汚泥の引き抜きを行うよう指導します。

【市民･事業者の役割】

○　浄化槽管理者は、適正に管理しましょう。

○　保守点検業者、清掃業者は市に協力し、適正な浄化槽の保守、清掃を行いましょう。

【行政の役割】

○　合併処理浄化槽の保守点検や清掃に関する情報を広報いわくにや本市ホームページを通じて提供します。また、保守点検業者や清掃業者に対し、山口県との連携のもと、年２回以上の清掃業者との協議を継続し、適正な管理が確実に行われるよう指導します。

【施策スケジュール】

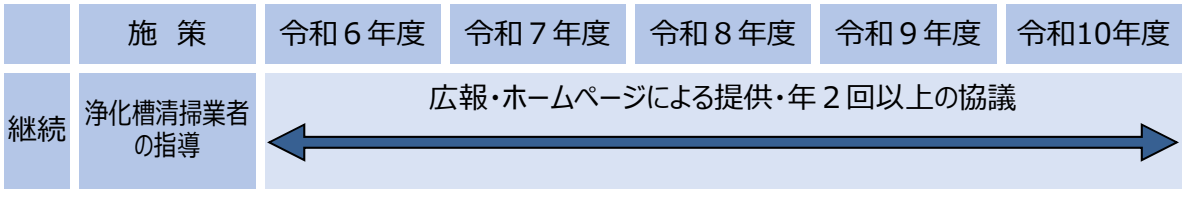

2．収集･運搬計画

（１）収集･運搬に関する目標

- し尿･浄化槽汚泥の収集･運搬体制を維持し、安定かつ継続的な収集･運搬を行います。
- し尿処理施設の集約にあわせた効率的な中継運搬を行います。

（２）収集･運搬の範囲･方法･量

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬を行う範囲は、本市全域とします。

また、収集・運搬は、基本的に本市の許可業者が行います。ただし、玖珂地域・周東地域のし尿は、本市の委託収集とし、また島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿は各島の環境衛生組合による収集・運搬とします。

なお、収集運搬量は減少傾向となると予測されるため、その状況に応じた収集・運搬体制を構築します。

■表 4-13　収集･運搬の範囲･方法

		し尿	浄化槽汚泥
収集・運搬の範囲		市内全域	市内全域
収集・運搬の方法	岩国地域（島しょ部含む） 玖北地域 由宇地域	許可業者（本市許可）	許可業者（本市許可）
	玖珂地域 周東地域	委託業者（本市委託）	許可業者（本市許可）

■表 4-14　収集運搬量

	現　在 （令和４年度）	中間目標年度 （令和10年度）	計画目標年度 （令和20年度）
し尿	5,478 kℓ/年	4,202 kℓ/年	2,457 kℓ/年
浄化槽汚泥	54,471 kℓ/年	51,659 kℓ/年	44,600 kℓ/年
合計	59,949 kℓ/年	55,861 kℓ/年	47,057 kℓ/年

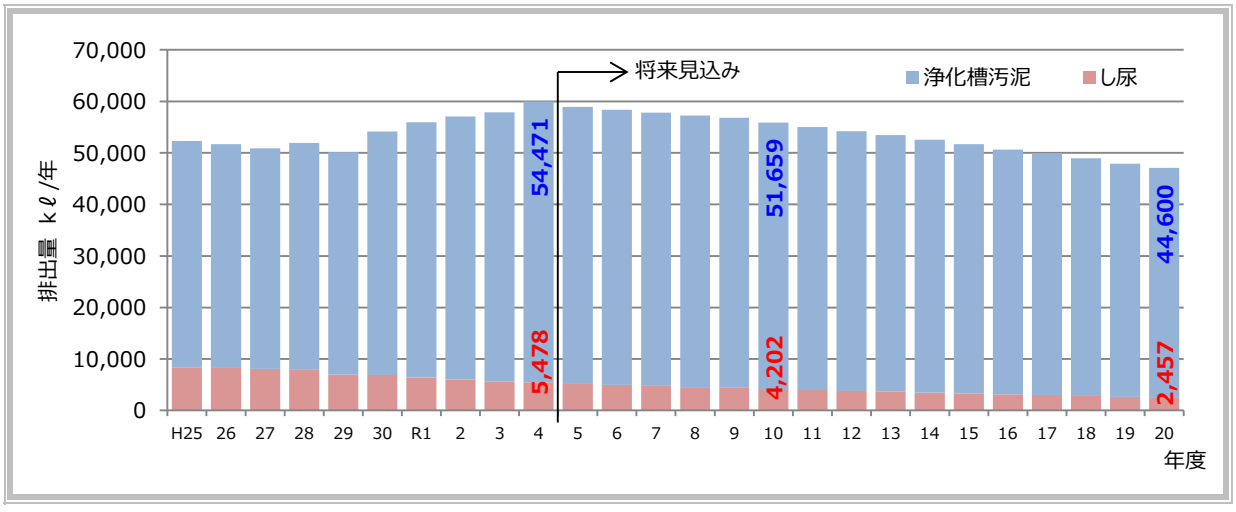

■図 4-12　し尿･浄化槽汚泥の将来見込み量

（３）収集・運搬に関する施策

施策３　処理の集約化に伴う収集・運搬の効率化　重点施策

【既定計画期間の取り組みと課題】

玖北地域のし尿・浄化槽汚泥は、平成 30 年４月からみすみクリーンセンターでの集約処理を開始しました。令和２年４月から、本郷ごみ処理場のし尿・浄化槽汚泥の一時貯留設備を新たに設置し、中継運搬を行っています。

【施策の方向】

引き続き、本郷ごみ処理場の一時貯留設備を活用して、玖北地域のし尿・浄化槽汚泥に係る収集運搬の効率化を図ります。

◆本郷ごみ処理場の一時貯留設備の概要

処理地域	玖北地域（本郷地域・錦地域・美川地域・美和地域）
集約処理施設	みすみクリーンセンター
処理対象	し尿・浄化槽汚泥
施設概要	中継槽（約40m^3）
運搬方法	バキューム車（６kℓ）
供用開始	令和２年４月

【行政の役割】

○　運搬体制の変更に伴う情報について、必要に応じて市民や収集運搬業者へ周知します。

【施策スケジュール】

	施　策	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
重点	収集・運搬の効率化 (中継施設活用)	し尿・浄化槽汚泥中継運搬（玖北地域） ⟷				

施策４　収集･運搬体制の維持（許可業者指導）

【既定計画期間の取り組みと課題】

し尿や浄化槽汚泥の収集運搬量は、いずれも減少することが見込まれますが、なくなることはありません。し尿や浄化槽汚泥は、収集・運搬が滞ると地域の公衆衛生や環境が維持できなくなってしまうことから、本市では、年に２回以上、収集運搬許可業者との協議を行い安定した収集・運搬が行えるように努めています。

なお、柱島、端島、黒島のし尿収集は、地域住民で組織した環境衛生組合が行っていますが、高齢化により体制維持が困難となっています。そのため、安定的な収集が行える体制の整備についての検討が必要です。

【施策の方向】

適正な処理を推進するためには、搬入量を平準化することが有効です。安定した収集・運搬が行えるよう、今後も継続して収集運搬許可業者との協議を行います。また、量的、質的に安定した収集・運搬が行えるよう、運行計画について指導していきます。

【業者の役割】

○　浄化槽の清掃業者は、適正な浄化槽汚泥の清掃（引き抜き）を行い、浄化槽汚泥排出量の削減に努めましょう。

【行政の役割】

○　し尿・浄化槽汚泥の収集運搬量を注視し、安定した収集・運搬が行える体制の整備について検討します。

【施策スケジュール】

	施　策	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
継続	収集･運搬体制の維持（許可業者指導）	許可業者指導（年２回以上の協議）				

施策５　し尿収集運搬業の許可

【既定計画期間の取り組みと課題】

安定かつ継続した収集・運搬体制維持のため、現在、地域別に行っているし尿収集・運搬に関する新たな許可は行っていません。今後、し尿や浄化槽汚泥の収集運搬量はいずれも減少することが見込まれるものの、なくなることはないため、引き続き適正に収集・運搬可能な体制を整えておく必要があります。

【施策の方向】

し尿収集・運搬に関する許可は、エリアの見直し等を行う場合を除き、新たな許可は行わないものとします。

【業者の役割】

○　収集運搬許可業者は、本市の適正処理推進に協力するため、定量的な収集を行いましょう。

【行政の役割】

○　収集運搬許可業者に対し、定量的な収集を指導します。
○　し尿・浄化槽汚泥の排出量、収集運搬許可業者の状況、下水道の普及等に注視し、必要に応じて収集・運搬エリアの見直しを検討します。

【施策スケジュール】

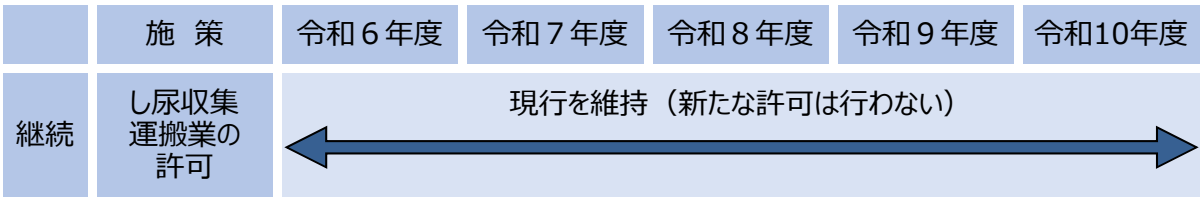

3．中間処理計画･最終処分計画

（１）中間処理･最終処分に関する目標

本市が運営するし尿処理施設は、定期検査の実施と計画的な補修などを行うことにより、安定的な処理を目指します。

（２）中間処理･最終処分の方法

し尿・浄化槽汚泥の中間処理（水処理）は現行通りとします。みすみクリーンセンターから発生する汚泥等（汚泥、し渣及び沈砂）はサンライズクリーンセンターで焼却処理し、焼却灰等はセメント原料化します。周東環境衛生組合衛生センターから発生する汚泥等は、焼却処理による焼却灰等のセメント原料化などを行います。

●中間処理の方向性

地域別	処理施設
岩国地域・本郷地域・錦地域・美川地域・美和地域	岩国市みすみクリーンセンター
玖珂地域・周東地域・由宇地域	周東環境衛生組合衛生センター

■表 4-15 施設別処理量

施　設	地　域	種　別	中間目標年度（令和10年度）	計画目標年度（令和20年度）
岩国市みすみクリーンセンター	岩国地域 玖北地域	し　尿	3,147ｋℓ/年	2,004ｋℓ/年
		浄化槽汚泥	43,132ｋℓ/年	37,238ｋℓ/年
周東環境衛生組合衛生センター	玖珂地域 周東地域 由宇地域	し　尿	1,055ｋℓ/年	453ｋℓ/年
		浄化槽汚泥	8,527ｋℓ/年	7,362ｋℓ/年

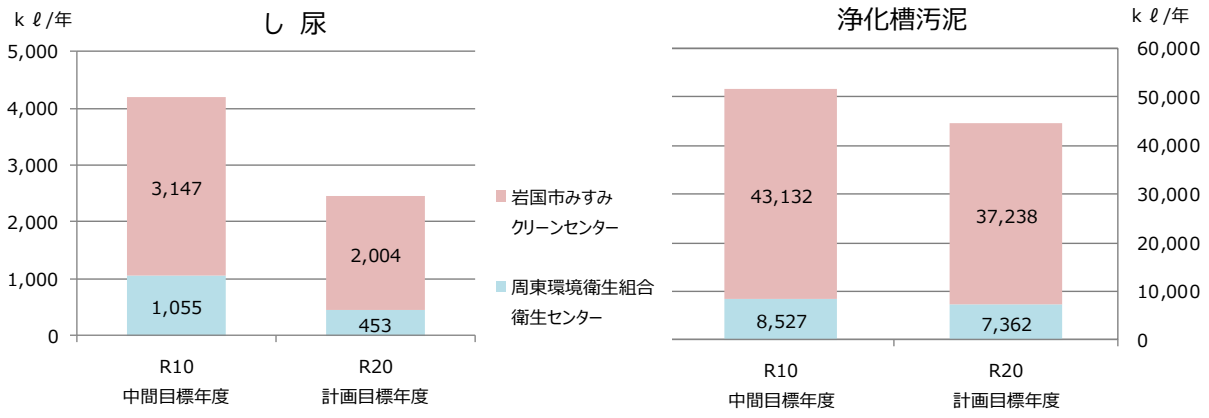

■図 4-13 種別（し尿･浄化槽汚泥）処理量

（３）中間処理・最終処分に関する施策

施策６　みすみクリーンセンターによる集約処理

【既定計画期間の取り組みと課題】

玖北地域のし尿・浄化槽汚泥は、平成 30 年４月からみすみクリーンセンターにおいて集約処理を開始しています。

令和５年度現在、玖珂地域・周東地域のし尿・浄化槽汚泥は真水苑で処理しています。

【施策の方向】

岩国地域・玖北地域のし尿、浄化槽汚泥を、みすみクリーンセンターで安定した処理ができるよう、引き続き施設の維持管理を行っていきます。

なお、玖珂地域・周東地域からのし尿・浄化槽汚泥は、令和５年度末に真水苑の稼働を終了することに伴い、令和６年度から周東環境衛生組合衛生センターで処理します。由宇地域のし尿・浄化槽汚泥は、引き続き周東環境衛生組合衛生センターで処理します。

【行政の役割】

○　みすみクリーンセンターの維持管理を行い、し尿・浄化槽汚泥の安定した処理を行います。

○　効率的な処理体制構築のため、周東環境衛生組合及び組合構成市町との協議を行います。

【施策スケジュール】

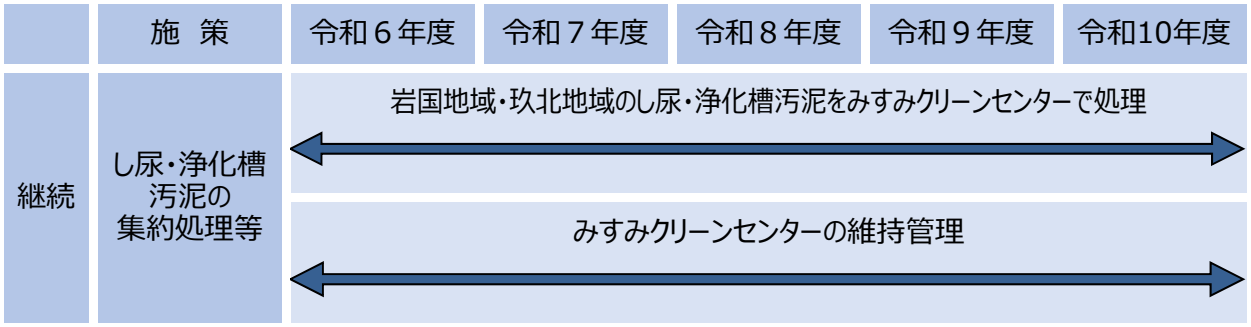

【参考】

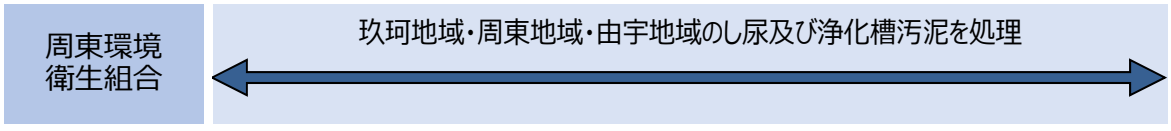

施策７　汚泥等の集約処理

【既定計画期間の取り組みと課題】

みすみクリーンセンターで発生する汚泥等（汚泥、し渣、沈砂）は、みすみクリーンセンターで焼却処理し、減容化して日の出町最終処分場に埋め立て（最終処分）していましたが、平成31年４月から、サンライズクリーンセンターで焼却処理し、焼却灰をセメント原料として有効利用しています。

周東環境衛生組合の衛生センターで発生するし渣についても、サンライズクリーンセンターで焼却処理し、焼却灰をセメント原料として有効利用しています。

【施策の方向】

継続して、サンライズクリーンセンターにおいて、みすみクリーンセンターで発生する汚泥等を集約処理し、焼却灰をセメント原料として有効利用します。

【行政の役割】

○　サンライズクリーンセンターで焼却処理を安定させるため、みすみクリーンセンターにおける定期的な機器の維持管理により、搬出する汚泥等の安定した性状維持に努めます。

【施策スケジュール】

	施　策	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
継続	汚泥等の集約処理	汚泥等をサンライズクリーンセンターで焼却処理				

４．有効利用の推進

（１）有効利用に関する目標

- し尿･浄化槽汚泥の処理工程で発生する汚泥、し渣、沈砂は、セメント原料化し、有効利用します。

（２）有効利用に関する施策

施策８　汚泥等の有効利用

【既定計画期間の取り組みと課題】

みすみクリーンセンターから排出される汚泥等（汚泥、し渣、沈砂）について、平成 31 年 4 月よりサンライズクリーンセンターでの受け入れを開始しています。

周東環境衛生組合の衛生センターでは、汚泥を委託によりたい肥化しています。し渣はサンライズクリーンセンターで受け入れしています。沈砂は委託処理しています。

【施策の方向】

みすみクリーンセンターから発生する汚泥等は、サンライズクリーンセンターへ搬入して焼却処理し、焼却灰等のセメント原料化により有効利用を図ります。

周東環境衛生組合衛生センターから発生する汚泥等は、焼却処理による焼却灰等のセメント原料化などにより有効利用を図ります。

●汚泥等の有効利用方法

みすみクリーンセンター（本市）	サンライズクリーンセンターで焼却処理し、焼却灰をセメント原料化
衛生センター（周東環境衛生組合）	焼却処理し、焼却灰をセメント原料化など

【行政の役割】

○　し尿処理施設の適正管理を行い、汚泥等の有効利用を継続します。
○　焼却処理できるよう、汚泥等の性状を適正に管理します。

【施策スケジュール】

	施　策	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度
継続	汚泥等の有効利用	セメント原料化（本市）				
		セメント原料化など（周東環境衛生組合）				

５．その他の計画

施策９　災害廃棄物対策

【既定計画期間の取り組みと課題】

災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥等は、迅速かつ適正に処理する必要があることから、頻発する災害に備え、平成 31 年３月に「岩国地域災害廃棄物処理計画」を策定し、令和５年１月に改訂しました。

大規模災害時の廃棄物処理については、国や県、県内市町や民間団体等とも連携が必要になることから、山口県及び市町相互間の「災害時応援協定」や市内し尿等収集運搬許可業者と締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」などに基づき、山口県の技術的支援等も受けつつ、応援を要請できる体制としています。

令和４年９月台風 14 号による被災の際には、本計画に基づき、災害し尿の処理を行いました。

【施策の方向】

災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥等は、「岩国地域災害廃棄物処理計画」に基づき、適正処理を行います。「岩国地域災害廃棄物処理計画」は、本市ホームページ等に掲載し、市民への周知を図ります。また、平時からの市民意識向上のため、災害廃棄物の処理方法等の情報発信に努めます。

【市民･事業者の役割】

○　災害が発生した場合は、本市の対応策に協力しましょう。

【行政の役割】

○　市民・事業者に対し、「岩国地域災害廃棄物処理計画」の周知徹底を図り、災害廃棄物に関する情報発信に努めます。

【施策スケジュール】